

FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がいの有無に関わらず誰もが文化芸術を鑑賞できる環境を整備し、共生社会の実現を図ることを目的として、市内で実施される文化芸術活動において、字幕、手話通訳、音声ガイド等の鑑賞サポートを行う団体に対し、公益財団法人福岡市文化芸術振興財団（以下「財団」という。）が当該費用を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる分野)

第2条 助成の対象となる分野は、演劇、ダンス、音楽、美術、メディア芸術、伝統芸能、その他とする。

(助成の対象となる活動)

第3条 助成の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）は、以下のすべての項目を満たしていること。

- (1) 申請者が自ら主体となって、福岡市内において実施する活動であること
- (2) 市民が広く鑑賞できる活動であること

(助成の対象とならない活動)

第4条 前条の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 宗教的または政治的、あるいはチャリティを目的とした活動と認められるもの
- (2) 学校教育の一環として行われる学校行事と認められるもの
- (3) 学術研究・学術的出版と認められるもの
- (4) 一般に公開あるいは公募されない活動と認められるもの
- (5) 教室(カルチャースクールを含む)、サークル、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の発表会、講習会、展示会などの活動
- (6) 国、地方公共団体(福岡市を含む)が主催・共催する活動(名義のみの共催は除く)
- (7) 第三者の著作権その他第三者の権利などを侵害するもの

2 前項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(助成の対象となる者)

第5条 助成の対象となる団体は、法人格の有無は問わないが、次の各号に掲げるすべての要件を満たし、団体としての組織及び責任の所在が明確でなければならない。ただし、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している法人は除くものとする。

- (1) 定款、寄付行為に利する規約等を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し執行する組織が確立していること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (4) 3名以上の役員を有すること。
- (5) 団体活動の本拠として事務所を有すること。

(6) 責任をもって当該活動を遂行する能力と意欲を有していること。

(7) 宗教活動、政治活動を目的としていないこと。

3 前項の規定に関わらず、団体でその役員のうち次の各号のいずれかに該当する者のあるものは助成の対象としない。

(1) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条に規定する暴力団および暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) その他、助成対象者としてふさわしくないと理事長が認めた者

4 理事長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者および団体役員の名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（助成対象活動期間）

第 7 条 助成の対象となる活動期間は、当該年度の範囲内で別に定める。

（助成金額）

第 8 条 助成金の額は、助成対象事業の事業費のうち、鑑賞サポートに要する費用から、当該鑑賞サポートに関して国、地方公共団体その他の団体から交付を受けた補助金、助成金その他これらに類する収入の額を控除した額を「助成対象額」とし、対象 1 件につき 80 万円を上限として、助成対象額の 10 分の 10 の額とする。

2 前項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（助成対象経費）

第 9 条 助成の対象となる経費は、別に定める。

（審査）

第 10 条 助成金の交付について審査するため、理事長の命により審査会を開催する。

2 審査会について必要な事項は別に定める。

（交付申請書の提出）

第 11 条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別に定める FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成交付申請書（様式第 1 号）（以下「交付申請書」という。）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第 12 条 理事長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の条件)

第13条 前条の規定による通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)には、次の各号の条件を付す。

- (1) 助成対象活動の実施に関する一切の責任を申請者が負うこと。
- (2) 助成金を助成対象活動以外の目的に使用しないこと。

(申請の取下げ)

第14条 助成対象者が、その決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときには、FFAC文化芸術鑑賞サポート助成交付申請取下書(様式第3号)により理事長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときには、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(活動の変更及び通知)

第15条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する変更をするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象活動または当該活動における鑑賞サポートの内容を変更しようとするとき。

ただし、助成交付決定額及び助成対象経費の額に影響を及ぼすことなく、助成対象活動の趣旨・目的の達成をより効率的にするために、助成対象活動の内容を変更する場合、または、当該活動の趣旨・目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

- (2) 助成対象活動における鑑賞サポートに要する経費の総額又は経費の配分を変更しようとするとき。

ただし、助成対象経費の総額の30%以内の変更はこの限りではない。

2 助成対象者は前項の規定による承認を受けようとするときは、FFAC文化芸術鑑賞サポート助成変更申請書(様式第4号)(以下「変更申請書」という。)を速やかに理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による変更申請書を受理したときには、その内容を審査の上、承認する場合は、FFAC文化芸術鑑賞サポート助成事業変更認定通知書(様式第5号)により、承認しない場合は、FFAC文化芸術鑑賞サポート助成事業変更不認定通知書(様式第6号)により、助成対象者に通知するものとする。

4 あらかじめ理事長の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施した場合には、理事長は助成金の交付決定を取り消すことがある。

(活動の中止又は廃止)

第16条 助成対象者は、助成対象活動を中止、または廃止しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他助成金の交付決定後に生じた、助成対象者の責に帰さない特別な事情により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。

2 助成対象者は前項の規定による承認を受けようとするときは、FFAC文化芸術鑑賞サポート助成中止・廃止申請書(様式第7号)(以下「中止・廃止申請書」という。)を速やかに理事長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第 17 条 助成対象者は、助成対象活動が完了したときは、FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成実績報告書（様式第 8 号）（以下、「実績報告書」という。）を事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、または事業完了の日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付額の確定及び通知)

第 18 条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書（様式第 9 号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 19 条 助成対象者が、前条の規定により確定した助成金の交付を受けるときは、別に定める請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、助成対象者が助成対象活動の円滑な実施のため、助成金の一部前払いを受けようとするときは、FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成一部前払金申請書（様式第 10 号）により一部前払いを申請することができ、理事長が申請を適当であると認められた場合は、実施時期に合わせ一部前払いを請求することができる。ただし、一部前払いは助成対象活動につき 1 回限り、交付決定額の 2 分の 1 を上限とする。

(助成金の支払)

第 20 条 理事長は、前条の規定による請求を受けた場合は、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 21 条 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、第 12 条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成対象事業を中止又は廃止した場合
- (2) 助成金の交付の申込、変更、申請について不正の事実があった場合
- (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容に違反していると認められる場合
- (4) その他この要綱又はこの要綱に基づく定め違反したと認められる場合
- (5) 助成対象者が第 6 条第 3 項に規定する者に該当することが判明した場合

2 前項の規定による処分をした場合については、FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、助成対象者に通知するものとする。

(事情変更による取り消し)

第 22 条 理事長は、助成金の交付が決定した後に、天災地変その他事情の変更により特別の必要が生じた場合は、交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成対象事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成金の返還)

第23条 理事長は、第21条及び第22条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類等の整備保管)

第24条 助成対象者は、当該助成対象活動にかかわる収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。

2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第25条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告させる、または財団職員に質問をさせることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容またはこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるよう指示することができる。

3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほかに、助成金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。